

平成28年2月26日

第 2 回 総 会

議 事 録

呉市農業委員会

## 議 事 録

日 時：平成28年2月26日（金） 午前10時00分

場 所：呉市役所 7階 755・756・757・758号室

### 付議事項

議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第6号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第8号 非農地証明申請について

議案第9号 農用地利用集積計画(案)について

議案第10号 呉市農業員会委員の辞任願について

### 協議事項

- 1 呉市地方卸売市場運営協議会委員の推薦について
- 2 平成28年度呉市農業委員会会計画表(案)について

### 報告事項

- (1) 農地法第5条の規定による届出の受理について

### その他

- 1 平成27年度農業委員・農業経営者合同研修会について
- 2 平成27年農業委員活動記録簿集計結果について

### 出席委員

1番 荒谷 博司	2番 生田 政行	4番 倉本 寛	5番 谷 正典
6番 前田 清文	7番 見藤 進	8番 横田 正教	9番 横段 登
10番 榎 真太郎	11番 舛田 定則	12番 佐伯 孝行	13番 出来 悦次
14番 林 武彦	15番 水場 守信	16番 北村 正次	17番 平本 真人
18番 高橋 靖之	19番 寺山 喜代登	20番 中川 義則	21番 山城 和彦
22番 長迫 秀	23番 渡辺 哲宏	24番 重森 紀生	25番 三戸 正宏
26番 灰原 松二	27番 横村 満	28番 大道 正孝	30番 椋開地 省二

31番 金原 茂之      32番 中野 勇平      33番 坂 孝好

欠席委員

3番 池田 勝憲      29番 土井 光弘      34番 長本 憲      35番 林田 浩秋  
36番 上村 臣男      37番 岩原 昇      38番 中田 光政

事務局

平川事務局長      高屋事務局次長      檜垣課長補佐      大番課長補佐      須賀主査      山本主事

議長（倉本）：みなさんおはようございます。定刻になりましたので総会をはじめます。

（午前10時）

議長：委員の皆さんにお願いがあります。総会の資料には個人情報が含まれております。個人情報保護することはとても大切なことなので、くれぐれも取り扱いにはご注意ください。また、総会中は議事進行の妨げとなりますので、携帯電話は電源を切るか、音が出ないようにマナーモードにして下さい。よろしくお願いいたします。

本日の議事録署名者に2番 生田委員，21番 山城委員を指名します。

本日の欠席通知は，3番 池田委員，29番 土井委員，34番 長本委員，また議会公務により，35番 林田委員，36番 上村委員，37番 岩原委員，38番 中田委員より出ております。

議長：事務局から配布資料の確認についてお願いします。

事務局：配布資料の確認をさせていただきます。議案書とともに送付した資料として，資料1 農用地利用集積計画(案)，資料2 平成28年度呉市農業委員会計画表(案)，資料3 平成27年度農業委員・農業経営者合同研修会開催要領，資料4 平成27年農業委員活動記録簿集計結果，それから活動セットが2月に間に合わなかったんで，本日配付として，農業委員活動記録簿1月から3月分までを本日配布しております。ありますでしょうか。

議長：間違いありません。

議長：それでは付議事項に入ります。議案第5号「農地法第3条の規定による許可申請につい

て」を議題といたします。1番について事務局の説明をお願いします。

事務局：1番の申請地は仁方宮上町〇〇〇〇番外4筆、地目は田、面積は合計で2,914㎡の第2種農地です。申請事由は、譲渡人は高齢で労力不足のため譲受人の要望により所有権の移転をするものであり、譲受人は農業経営の規模の拡大を図るものです。営農計画につきましては野菜栽培を行う予定です。経営面積につきましては自作地だけで42アールありますので旧呉地区の下限面積10アールを満たしております。以上です。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

見藤委員：7番見藤です。2年間休耕していましたが、きれいに整理されています。譲受人は62,3で高齢ですが、なかなか意欲もあり問題はないと思います。よろしくご審議ください。

議長：それではご審議願います。ご質疑・ご意見ございませんか。

議長：なし。

議長：それでは、本件は許可と決定してご異議ございませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は許可と決定します。

議長：次の2番について事務局の説明をお願いします。

事務局：2番の申請地は、苗代町字長通〇〇〇番〇外6筆、地目は田、面積は合計2,799㎡の第2種農地です。申請事由は、使用貸人は労力不足で耕作できないため、使用借人の要望により使用貸借の権利を設定するものであり、使用借人は新規就農するものです。営農計画につきましては野菜栽培を行う予定です。経営面積につきましては申請地だけで27アールありますので苗代地区の下限面積20アールを満たしております。以上です。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

見藤委員：7番見藤です。苗代の周囲を田に囲まれた中にあり、きれいに耕作されています。別に問題ないと思います。よろしくをお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑・ご意見ございませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ございませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は許可と決定します。

議長：続きまして3番について事務局の説明をお願いします。

事務局：3番の申請地は、音戸町田原2丁目〇〇〇〇番〇外6筆、地目は田及び畑、面積は合計で1,746㎡の第2種農地です。申請事由は、譲渡人は市外に居住し耕作できないため、譲受人の要望により所有権を移転するもので、譲受人は経営規模の拡大を図るものです。営農計画につきましてはオリーブ栽培を行う予定です。経営面積につきましては自作地115アールありますので音戸地区の下限面積10アールを満たしております。以上です。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

複議員：10番複です。申請地はきれいに耕作されており、問題ないと思います。よろしくご審議の程をお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑・ご意見ございませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ございませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は許可と決定します。

議長：続きまして4番について事務局の説明をお願いします。

事務局：4番の申請地は、安浦町大字中切字棒メ〇〇〇番外11筆、地目は田及び畑、面積は合計で6,443㎡です。申請事由は、譲渡人は会社勤め等で耕作できないため、譲受人の要望により所有権を移転するもので、譲受人は新規就農を図るものです。営農計画につきましては水稲、野菜、果樹栽培を行う予定です。経営面積につきましては申請地だけで64アールありますので安浦地区の下限面積30アールを満たしております。以上です。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

寺山委員：19番寺山です。ただ今事務局が説明されたとおりで問題ありません。筆数が多いのですが、各筆ともきれいに耕作されており問題ないと思います。よろしくご審議の程をお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑・ご意見ございませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ございませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：続きまして5番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：5番の申請地は、豊町久比字岡〇〇〇番〇外2筆、地目は畑、面積は合計501㎡の第2種農地です。申請事由は、譲渡人は遠方に居住し耕作できないため、譲受人の要望により所有権を移転するもので、譲受人は農業経営の規模拡大を図るものです。営農計画につきましましては果樹栽培を行う予定です。経営面積につきましましては自作地だけで62アールありますので豊町久比地区の下限面積30アールを満たしております。以上です。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

棕 開 地 委 員：30番棕開地です。写真では甘夏が植えられていますが、譲受人は伐採してレモンを植える計画で、既に苗木も発注しております。熱心に耕作されていますので、問題ないと思いますので、よろしくご審議の程をお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑・ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：続きまして議案第6号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。1番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は栃原町字宮ノウ祢〇〇〇番〇、地目は畑、面積は499㎡の第2種農地です。転用目的は農家住宅及び駐車場として利用するもので、規模等につきましましては住宅1棟、駐車場2区画を整備する計画です。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要であり、農振農用地区域の指定はありません。以上です。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

見 藤 委 員：7番見藤です。写真のとおり、高台に位置しており周囲の農地に、日を遮るとか影響を及ぼすことはありません。よろしくご審議をお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑・ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可意見と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可意見と決定し、広島県農業会議で異議ない旨の答申を得た場合には許可することといたします。

議 長：次に議案第7号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。  
1番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は神山2丁目〇〇〇〇番〇，地目は田，面積は335㎡の第2種農地です。  
転用目的は一般住宅及び駐車場として利用するため使用貸借の権利を設定するものであり，規模等につきましては，住宅1棟及び駐車場を整備する計画です。また，関係法令については，都市計画法による建築許可が必要であり現在申請中ですので，農地法の許可は建築許可と同日で行う予定です。以上です。

議 長：調査委員の方から，補足説明をお願いします。

見 藤 委 員：7番見藤です。この件につきましては，前面が道路，裏側が山であり，家は山側に建築することなので，建築されても周囲の農地に影響を及ぼすことはありません。皆様の慎重審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑・ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので，本件は許可意見と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは，本件は許可意見と決定し，広島県農業会議で異議ない旨の答申を得た場合には許可することといたします。

議 長：続きまして2番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：2番の申請地は音戸町田原3丁目〇〇〇〇番，地目は畑，面積は88㎡の第2種農地です。転用目的は資材置場及び駐車場として利用するものです。しかしながら，写真を見ておわかりのように既に資材置場として利用されており，農地法の手続きが事後になった旨の始末書添付での申請となっております。関係法令につきましては，都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要であり農振農用地区域の指定はありません。以上です。

議 長：調査委員の方から，補足説明をお願いします。

榎 委 員：10番榎です。写真右上が兄弟の土地で，空いている土地を資材置場にしています。周囲の農地に別段影響もなく，問題ないと思います。よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑・ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので，本件は許可意見と決定してご異議ございませんか。

- 議 場：異議なし。
- 議 長：それでは、本件は許可意見と決定し、広島県農業会議で異議ない旨の答申を得た場合には許可することといたします。
- 議 長：続きまして3番について事務局の説明をお願いします。
- 事 務 局：3番の申請地は音戸町畑3丁目〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は201㎡の第2種農地です。転用目的は隣接する住宅の庭敷及び倉庫置場として利用するため所有権を移転するものです。なお、既に倉庫が設置されており始末書添付での申請となっています。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要であり農振農用地区域の指定はありません。以上です。
- 議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。
- 舛 田 委 員：11番舛田です。いとこ同士で、以前から売買の話が合ったようです。今まで境界がわからなかったのですが、今回ようやく申請に至りました。よろしくご審議をお願いします。
- 議 長：それではご審議願います。ご質疑・ご意見ございませんか。
- 議 場：なし。
- 議 長：ないようですので、本件は許可意見と決定してご異議ございませんか。
- 議 場：異議なし。
- 議 長：それでは、本件は許可意見と決定し、広島県農業会議で異議ない旨の答申を得た場合には許可することといたします。
- 議 長：続きまして4番について事務局の説明をお願いします。
- 事 務 局：4番の申請地は川尻町西3丁目〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は386㎡の第2種農地です。転用目的は一般住宅及び駐車場として利用するため所有権を移転するものです。規模等につきましては、軽量鉄骨造グリシェイドガラス葺2階建住宅1棟及び駐車場2区画を整備する予定です。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要であり、川尻町は農振農用地区域の指定はありません。以上です。
- 議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。
- 中 野 委 員：32番中野です。事務局の説明のとおりなので、よろしくご審議をお願いします。
- 議 長：それではご審議願います。ご質疑・ご意見ございませんか。
- 議 場：なし。
- 議 長：ないようですので、本件は許可意見と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可意見と決定し、広島県農業会議で異議ない旨の答申を得た場合には許可することといたします。

議 長：続きまして5番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：5番の申請地は安浦町大字三津口字亀戸〇〇〇〇番外1筆、地目は田、面積は合計で5,383㎡の第2種農地です。転用目的は太陽光発電設備用地として利用するため所有権を移転するものです。規模等については、発電容量412.5kW、太陽光パネル1,660枚を整備する計画です。関係法令については、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく再生可能エネルギー発電設備の認定済みです。また、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要であり、農振農用地区域の指定はありません。以上です。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

寺 山 委 員：19番寺山です。グリーンピアせとうちに行く途中なんですけど、他の邪魔にならない大変良いところで、隣は海で排水も問題ありません。よろしくご審議をお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑・ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可意見と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可意見と決定し、広島県農業会議で異議ない旨の答申を得た場合には許可することといたします。

議 長：続きまして6番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：6番の申請地は安浦町中央北2丁目〇〇〇〇番〇〇、地目は畑、面積は309㎡の第2種農地です。転用目的は建売住宅及び駐車場として利用するため所有権を移転するものです。規模等については、木造スレート葺2階建住宅2棟、駐車場4区画を整備する計画です。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要であり、農振農用地区域の指定はありません。以上です。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

寺 山 委 員：19番寺山です。いつもの安浦駅裏の開発区域で何も問題ありません。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑・ご意見ございませんか。

- 議 場：なし。
- 議 長：ないようですので、本件は許可意見と決定してご異議ございませんか。
- 議 場：異議なし。
- 議 長：それでは、本件は許可意見と決定し、広島県農業会議で異議ない旨の答申を得た場合には許可することといたします。
- 議 長：続きまして7番について事務局の説明をお願いします。
- 事 務 局：7番の申請地は安浦町大字中切字梶耶〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は500㎡の第2種農地です。転用目的は一般住宅及び駐車場として利用するため使用貸借の権利を設定するものです。規模等については、軽量鉄骨造スレート葺2階建住宅1棟、駐車場3区画及び庭敷を整備する計画です。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要であり農振農用地区域の指定はありません。以上です。
- 議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。
- 寺 山 委 員：19番寺山です。事務局の説明どおりで問題ありません。よろしくご審議をお願いします。
- 議 長：それではご審議願います。ご質疑・ご意見ございませんか。
- 議 場：なし。
- 議 長：ないようですので、本件は許可意見と決定してご異議ございませんか。
- 議 場：異議なし。
- 議 長：それでは、本件は許可意見と決定し、広島県農業会議で異議ない旨の答申を得た場合には許可することといたします。
- 議 長：続きまして8番について事務局の説明をお願いします。
- 事 務 局：8番の申請地は安浦町大字中切字南向田〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は1,259㎡の第2種農地です。転用目的は太陽光発電設備用地として利用するため所有権を移転するものです。規模等については、発電容量49.5kW、太陽光パネル216枚を整備する計画です。関係法令については、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく再生可能エネルギー発電設備の認定済みです。また、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要であり農振農用地区域の指定はありません。以上です。
- 議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。
- 寺 山 委 員：19番寺山です。現地は国道沿いの落ちくぼんだところで、周囲に影響を与えるような

ことは一切ありません。よろしくご審議お願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑・ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可意見と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可意見と決定し、広島県農業会議で異議ない旨の答申を得た場合には許可することといたします。

議 長：続きまして議案第8号「非農地証明申請について」を議題といたします。1番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は、音戸町早瀬1丁目〇〇〇〇番〇外2筆、地目は田及び畑、面積は合計1,195㎡の第2種農地です。申請事由につきましては、昭和60年頃から耕作放棄したため、かい廃したとして現認書を添付の上、山林として証明を受けようとするものです。以上です。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

舛 田 委 員：11番舛田です。写真のとおり山林となっており仕方ないと思います。再生することは不可能と思います。ご審議よろしくお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑・ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は証明と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は証明と決定します。

議 長：2番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：2番の申請地は、安浦町大字内海字上路〇〇〇番、地目は田、現況は原野であり、面積は300㎡の第2種農地です。申請事由につきましては、平成8年頃から耕作放棄したため、かい廃したとして現認書を添付の上、原野として証明を受けようとするものです。以上です。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

寺 山 委 員：19番寺山です。写真のとおり原野となっております。説明のとおりです。ご審議よろしくお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑・ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は証明と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は証明と決定します。

議 長：続きまして議案第9号「農用地利用集積計画(案)について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事 務 局：それでは議案第9号について説明いたします。この事業は農業経営基盤強化促進法に基づいて、農用地の利用権を設定し貸し借りを促進していく事業です。2月10日までに関係地区の各農家から申込みのあった内容について調査し、その結果をまとめたものが資料1の農用地利用集積計画(案)です。なお、この農用地利用集積計画の決定につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農業委員会の決定を経て定めなければならないものとなっておりますので、よろしくご審議の程お願いいたします。それでは内容についてご説明いたしますので、資料1をお持ち下さい。1ページは利用権の設定について、新規の申込みのあった方の一覧表です。利用権を設定し農地を貸す方は〇〇 〇〇外6名、利用権の設定を受けて農地を借りる方は〇〇 〇〇外5名、利用権を設定する農用地は倉橋町字西大迫〇〇〇〇〇番外24筆、合計面積は11,663㎡です。2ページ目は利用権の設定について再設定の申込みのあった方の一覧表です。利用権を再設定し農地を貸す方は〇〇 〇〇〇外9名、利用権の再設定を受けて農地を借りる方は〇〇 〇〇外6名、利用権の再設定する農地は、郷原町字土居〇〇〇番外20筆、合計面積は13,531㎡です。設定する権利内容は、新規及び再設定ともに使用貸借及び賃貸借による権利の設定です。その他、貸し借りの期間及び利用目的等につきましては、それぞれ資料のとおりとなっております。3ページにつきましては利用権の設定をする場合の貸す方及び借りる方との間において交わされる、具体的な契約内容や取り決めに記載した共通事項です。4ページから6ページにつきましては、利用権の設定を受けて農地を借りる方の、現在の経営面積及び家族構成と農業従事者の人数等が記載されております。資料1の説明につきましては以上です。なお本日の総会で決定しましたら、農業経営基盤強化促進法第19条の規定により速やかに公告することとなっております。以上です。

議 長：それでは、ただ今事務局から説明のありました、農用地利用集積計画(案)についてご質疑・ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、計画案のとおり承認してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は計画案のとおり承認と決定します。

議 長：次に議案第10号「呉市農業員会委員の辞任願について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事 務 局：農業委員会等に関する法律第12条第2号に規定されています選任委員についてですが、この度呉市議会から推薦を受けておられる、35番林田委員、36番上村委員、37番岩原委員、38番中田委員より2月29日をもって辞任されたいとの辞任願の提出がありました。法律第16条におきまして委員又は会長は正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て辞任することが出来るとなっており、この辞任願に対して農業委員会の同意を得る必要があるため、この度総会にお諮りするものです。なお、呉市議会が推薦する後任の委員につきましては、3月定例会において選任される予定です。以上です。

議 長：ただ今事務局から説明のありましたように、辞任を同意することについてご異議ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は同意することに決定いたします。

議 長：続きまして協議事項に入ります。1番「呉市地方卸売市場運営協議会委員の推薦について」事務局の説明をお願いします。

事 務 局：配付資料はございません。呉市地方卸売市場運営協議会委員の任期につきましては2年であり、現在は北村委員にご就任いただいております。当委員会の役割といたしましては、市場の運営に対し必要な事項を調査・審議をするものでございます。構成につきましては委員定数12名、その内4名が学識経験者であり農業委員会からは1名を推薦しているところでございます。この度3月31日で任期が満了いたしますので、次期委員を推薦する必要がございます。選出の方法といたしましては種々ありますが、会長一任、委員からの推薦、立候補などがありますのでご審議の程よろしくお願いいたします。以上です。

議 長：それでは、呉市地方卸売市場運営協議会委員の推薦について、ご質疑ご意見ございませんか。

議 場：会長一任。

議 長：会長一任という声がありましたが、ご異議ございませんか。

- 議 場：異議なし。
- 議 長：ご異議なしと認めます。それでは私の方から推薦します。呉市地方卸売市場運営協議会委員に、同じく北村委員を推薦したいと思います。これにご異議ございませんか。
- 議 場：異議なし。
- 議 長：ご異議なしと認め、北村委員に決定いたします。よろしく申し上げます。
- 議 長：続きまして2番「平成28年度呉市農業委員会計画表(案)について」事務局の説明をお願いします。
- 事 務 局：それではご説明いたしますので資料の2をご覧ください。平成28年度の申請締切日、現地調査日、告示、総会日などを定めたものでございます。すべてを読み上げますと時間を要しますので、4月のみを読み上げさせていただきます。申請締切日が4月の8日、現地調査は、旧呉地区が13日、音戸・倉橋地区が14日、川尻・安浦地区が15日、下蒲刈・蒲刈・豊浜・豊地区が18日となっております。告示日併せて議案発送日でございますが22日、総会が28日の午前10時からとなっております。また、総会時間が違う月があります。7月、12月でございます。開催の時間が14時となっております。これにつきましては、研修会など諸々を予定しておりますので14時からとなっております。最後になりますが、議会の定例会等の関係で総会日等を変更させていただく場合があるかもわかりませんのでよろしくお願いいたします。以上でございます。
- 議 長：ただ今の説明についてご質疑・ご意見ございませんか。
- 議 場：異議なし。
- 議 長：ないようですので、計画案のとおり平成28年度総会を開催するものといたします。
- 議 長：次に報告事項に入ります。事務局の説明をお願いします。
- 事 務 局：議案書の9ページ、10ページをご覧ください。市街化区域内の農地において、この1ヶ月間に農地転用届出に関する専決処理規程により受理したもので、農地法第5条の規定による届出が4件ございました。以上です。
- 議 長：次にその他に入ります。事務局から説明をお願いします。
- 事 務 局：では資料3をお願い致します。資料3です。平成27年度農業委員・農業経営者合同研修会が、広島県農業会議主催で3月14日月曜日13時から広島市のANAクラウンプラザホテルで開催されます。出席者の取りまとめをしますので、来週の金曜日、3月4日金曜日までに参加される方は事務局の方まで連絡をお願いいたします。引き続きまし

て、資料の4をお願いいたします。資料4 農業委員活動記録簿集計結果です。農業委員活動記録簿につきましては、毎月総会出席の際に提出いただいておりますが、昨年、27年分を集計した結果をまとめております。1ページの上のグラフになるんですが、これは活動形態を集計したもので、総件数が804件、その内訳はグラフのとおりで、多い順として、農地パトロール・現地調査が282件、電話を受けたが109件、来訪を受けた、戸別訪問がともに71件となっております。1ページ下のグラフは活動区分【農地】についてで、総件数が642件、多い順で遊休農地が159件、農地流動化（売買・賃借）が110件、農地転用が28件となっております。2ページのグラフは、担い手についての活動区分、その他についての活動区分の件数をまとめております。3ページと4ページは件数をパーセンテージ表示としております。全員の方から活動記録が提出されていない現状もあるんですが、農業委員の日常活動を明らかにしていくために必要なことなので、今後は全員の方から提出いただきますようお願いいたします。以上です。

議 長：それでは今までを通じてなにかご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：それではないようですので、次回の日程を申し上げます。

次期総会は、

日 時：平成28年3月29日（火） 午前10時～

場 所：呉市役所 7階 753・754号室

通路向かいの場所です。お間違えの無いようご注意ください。

議 長：以上で平成28年第2回呉市農業委員会総会を閉会します。

本日のご審議、誠にありがとうございました。

（午前10時45分）